



島根県報

平成24年6月29日（金）

号外第92号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規 則 （障がい福祉課） 2

公布された条例等のあらまし**◇障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則（規則第72号）****1 規則の概要**

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出、届出事項の変更の届出及び区分の変更の届出について定めることとした。（第2条—第4条、様式第1号—様式第4号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則をここに公布する。

平成24年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第72号

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則

（趣旨）

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出については、障害者自立支援法、児童福祉法、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第2条 障害者自立支援法第51条の2第2項及び第51条の31第2項の規定による届出は、様式第1号によるものとする。

2 児童福祉法第21条の5の25第2項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第2項の規定による届出は、様式第2号によるものとする。

（届出事項の変更の届出）

第3条 障害者自立支援法第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定による届出は、様式第3号によるものとする。

2 児童福祉法第21条の5の25第3項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第3項の規定による届出は、様式第4号によるものとする。

（区分の変更の届出）

第4条 障害者自立支援法第51条の2第4項及び第51条の31第4項の規定による区分の変更の届出は、様式第1号によるものとする。

2 児童福祉法第21条の5の25第4項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、様式第2号によるものとする。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 2 号 (第 2 条、第 4 条関係)

受付番号

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

島根県知事 様

事業者 名称 代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

事業者 (法人) 番号

1 届出の内容										
(1) 法第21条の5の25第2項、第24条の19の2及び第24条の38第2項関係 (整備)										
(2) 法第21条の5の25第4項、第24条の19の2及び第24条の38第4項関係 (区分の変更)										
2 事業者	フリガナ									
	名称									
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -)		都道		郡市				
		府県		区						
	(ビル)の名称等									
	連絡先	電話番号				FAX番号				
法人の種類別										
代表者の職名・氏名・生年月日	職名			フリガナ			生年月日	年 月 日		
	氏名			氏名			年月日			
代表者の住所	(郵便番号 -)		都道		郡市					
		府県		区						
(ビル)の名称等										
3 事業所名称等、指定年月日、事業所番号及び所在地 (別添資料としても可)	事業所名称	指定年月日		事業所番号		所在地				
計 かつ所										
4 児童福祉法上の該当する条文 (事業者の区分)	(1) 法第21条の5の25 (指定障害児通所支援事業者等)									
	(2) 法第24条の19の2 (指定障害児入所施設等の設置者)									
	(3) 法第24条の38 (指定障害児相談支援事業者)									
5 (児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び第25条の26の9) 第1項第2号から第4号までに掲げる届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)				生年月日				
							年 月 日			
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要								
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要								
6 区分変更	区分変更前行政機関名称及び担当部 (局) 課									
	事業者 (法人) 番号									
	区分変更の理由									
	区分変更後行政機関名称及び担当部課									
区分変更の日										
年 月 日										

